

被扶養者認定について

令和7年1月 東海放送健康保険組合

■被扶養者認定調査（検認）に提出が必要な書類

△給与所得者 前年度の「所得証明書」（自治体によっては「課税・非課税証明書」などの名称）。就業月における「直近3ヶ月の給与明細」の写し。

△個人事業主 前年度の「確定申告書」の写し。

△無職・専業主婦 前年度の「所得証明書」（自治体によっては「課税・非課税証明書」などの名称）。

△学生（予備校生・大学生・専門学校・大学院） 「在学証明書」

■扶養認定時の基準

- ・前年度収入（年金等を含む）が60歳未満なら130万円未満、60歳以上もしくは障がい者なら180万円未満の場合に認定します。

（注）検認時の調査表の「年間収入」欄へは、経費を引いた「所得」ではなく、「総収入」を記入してください。

- ・「確定申告書」においては、「損益計算書」の「売上原価」（仕込み材料費のみ）は直接的経費として差引き対象となります。一方、間接的経費（宣伝費、接待交際費、福利厚生費、衣装・美容代、消耗品代、減価償却代、交通・通信費、燃料・光熱費、教材費、会議費、文具費、会議・研修費）等は差引き対象となりません。

■検認を待たず、都度の自己申告を推奨

- ・給与取得者である被扶養者の収入が増え、年間で上記規定額を超えそうな場合や、個人事業主で「確定申告」の結果上記基準額を超えた場合は、随時自己申告されることを推奨します。その際はその他添付書類はほぼ不要です。年に1回の「被扶養者認定調査（検認）」で確認されると、確定申告時点などへ遡っての措置となる場合がありますからご注意ください。

*扶養に戻る・外れる時期について

△給与所得者 扶養を外れていた人について、直近の就業状況で明らかに収入が減った場合は、3か月経過以後をメドとして再加入とします。

△個人事業主 月毎の収入には赤字等の変動要素を含むため、年途中での出入りは難しく、検認には「確定申告書」を用います。従って外れる際は「1年単位」（検認時から1年間もしくは1/1に遡っての1年間など）が原則となります。

以上